

3 情報公開運営審議会中間報告書

平成 20 年 3 月 26 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 藤 原 静 雄

情報公開手続等の電子化について（報告）

1 はじめに

神奈川県情報公開運営審議会は、平成 15 年 3 月の第 10 期審議会報告において、神奈川県情報公開条例運用上の今後の課題として、請求対象文書の特定を支援するシステムの整備・充実等に積極的に関わり、情報公開手続等の電子化を進めることを提言しました。

実際に情報公開手続等の電子化を進めるに当たっては、すべての文書を作成から保存、廃棄できるシステムを整備するとともに、これと連動した情報公開システムを整備することが必要となりますが、本県においては、現在のところこれらのシステムが整備される目処は立っていません。そこで、当面はインターネットを通じて情報の公開を請求できる制度を導入するなど、県民の利便性の向上を図るための方策を検討する必要があるものと考えます。

以上のことから、当審議会としては、情報公開手続等の電子化についての対応方針を検討してきましたが、このたび審議会としての結論がまとまりましたので、第 13 期審議会の中間報告書として提出することとします。

2 基本的な考え方

(1) インターネットによる請求を受け付ける際の課題について

平成 19 年に「e-かなフレンズ」を対象に実施した「神奈川県の情報公開に関するアンケート」の中では、「情報公開制度をよりよいものにするためには、今後、どのような取り組みが必要だと思いますか」との質問に対して、「インターネットを利用して請求ができるようにする」との回答が 59%と最も多いという結果とな

りました。

また、他の都道府県においても、平成 19 年 10 月現在で 40 団体が、何らかの形でインターネットを利用した情報公開請求を受け付ける制度を導入済という状況となっています。

これらのことから、本県においても、県民の利便性の向上を図るため、何らかの形でインターネットによる請求を受け付ける制度を導入することが望まれますが、この場合の方策としては、平成 17 年から県と県内市町村等で共同運営している神奈川電子自治体共同運営サービスの「電子申請・届出システム」を利用することが考えられます。

そこで、電子申請・届出システムを利用した請求手続を導入するに当たって考えられる課題について検討することとします。

ア 電子申請・届出システムの安全性について

電子申請・届出システムを利用するには、通常、利用者情報（氏名、住所、メールアドレス等）を申請・届出手続を行う自治体に登録した上で、個別に利用する申請・届出のフォームに利用者情報を含む必要事項を入力することになります。登録・入力した情報は、「神奈川県市町村電子自治体共同運営センター情報セキュリティポリシー」に基づき、システム上、利用者及び登録先の自治体以外の第三者が参照・修正を行うことはできず、運用面においても、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう、十分な配慮がなされていることから、安全に管理されているものと認められます。

イ 請求対象文書の特定について

電子申請・届出システムを利用した請求手続を導入すると、受付窓口での対面的な対応がないため、請求対象文書が特定されていない請求が増えるものと予想されます。現在行われている郵送又はファクシミリによる請求の場合にも、請求書が送付された後に、請求対象文書の特定のために各室課所から請求者に連絡し、内容確認を行うケースや、請求書の補正を求めているケースが見受けられ、本システムを利用する場合においても、請求対象文書を特定するため、請求者と各室課所との間で調整を行う必要がある場合が多くなるものと見込まれます。

請求対象文書を特定するためには、県のホームページに掲載されている 10 年・30 年保存文書目録又はファイル文書目録により、文書の件名等を検索する方法も考えられます。しかし、ファイル文書目録には、行政文書の具体的な件

名が記載されていないことから、ファイル文書目録を検索し、閲覧するだけでは請求対象文書を特定することができないケースが多いものと思われます。

したがって、電子申請・届出システムを利用した請求手続を導入する場合には、請求者の利便性の向上を図るため、電子メール等でのやりとりを通じて、請求対象文書を特定する方法を含め、請求書入力に至る過程での案内情報の提供などの支援を充実させる必要があるものと考えられます。

また、請求対象文書が特定されない請求等があった場合の、情報公開課と各室課所との役割分担を明確にしておく必要があります。

ウ 特定者による大量請求への対応について

電子申請・届出システムを利用した請求手続を導入すると、特定者による大量請求が増える場合もあるものと考えられます。例外的な大量請求への対応については、当審議会は第 10 期審議会中間報告書で、例外的な大量請求に対する取扱い方策について提言を行い、この提言に即して、「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」が制定され、平成 14 年 4 月 1 日から施行されています。電子申請・届出システムを利用した請求手続により、例外的な大量請求が行われた場合も、「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」に基づき取り扱うこととなります。

エ 多数の者による集中請求への対応について

電子申請・届出システムを利用した請求手続を導入すると、多数の者から集中的に、同一内容の請求が行われる可能性もあります。

このような請求は、通常、社会的に関心の高い情報について行われると予想されることから、県ホームページ等による情報提供を充実させることにより、個別の請求は減らすことができると考えます。

(2) 将来的な課題について

本県の情報公開制度における県民の利便性の向上をさらに図るためには、請求対象文書の特定の支援、公開の請求及び文書の公開までを、インターネットを利用して行う制度を導入することが望まれます。

インターネットを利用して文書の公開を行うためには、電子化されていない文書の取扱い、マスキングの問題等の課題がありますが、すべての文書を作成から保存、廃棄までできるシステムを構築するとともに、これと連動した情報公開システムの整備を進める中で、これらの課題の解決に向けて取り組むことが望まれます。

3 対応方針

以上のことから、今後、情報公開手続等の電子化を進めるに当たっては、次のような対応をすることが適当と考えます。

- (1) 電子申請・届出システムを利用した、情報公開請求を受け付ける制度を導入するため、速やかに体制を整備すること。

また、制度の運用に当たっては、「神奈川県市町村電子自治体共同運営センター情報セキュリティポリシー」にのっとり、個人情報の漏洩等の事故が発生しないように十分な対応を行うこと。

- (2) 将来的には、すべての文書を電子化し、作成から保存、廃棄できるシステムを構築し、これと連動したインターネットを利用した情報公開システムの整備を進めること。

なお、情報公開手続等の電子化が図られるとしても、受付窓口での対面による対応の重要性はいささかも損われるものではなく、インターネットを利用しない請求者に対しても、現行どおりの対応ができるように配慮すること。

4 まとめ

インターネットを利用した請求手続を導入することは、県民の利便性の向上に資するものであるため、知事が所管する部局においては、この中間報告書を基に、具体的な対応が速やかに行われることを望むとともに、他の実施機関においても、同様の対応をしていくことが期待されます。